**平成２７年（フ）第６１号**
秋田県湯沢市千石町２丁目２番48号　アーバンハイツ１－Ｃ
債務者　佐々木直子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

**平成２７年（フ）第５２０号**
大阪府岸和田市大町365番地サンピア久米田413号、前住所大阪府岸和田市大町４丁目25番４－409号
債務者　元永まゆみ
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第５５５号**
大阪府貝塚市鳥羽271番地１メイゾン山野20Ｂ
債務者　原　　りさ
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第５５７号**
大阪府阪南市石田254番地の８
債務者　當仲　節代
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第５６１号**
大阪府泉大津市千原町２丁目22番23号サンプライムシティＣ103
債務者　宮川由美子こと　根来由美子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第５６２号**
大阪府岸和田市藤井町２丁目16番26―308号、前住所大阪府岸和田市春木旭町６番10―103号
債務者　素原　　章
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第５６３号**
大阪府岸和田市藤井町２丁目16番26―308号、前住所大阪府岸和田市春木旭町６番10―103号
債務者　素原　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第５６４号**
大阪府岸和田市大工町12番９号
債務者　野間口由美
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第５６７号**
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番１―301号
債務者　瀬戸口　太
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第５８０号**
大阪府泉大津市上之町２番12号
債務者　西森　喜昭
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第５９９号**
大阪府泉南郡岬町淡輪2068番地
債務者　横田　欣武
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第１８７４号**
札幌市東区東苗穂１条２丁目１番11号
債務者　木村　伸一
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１９４０号**
北海道千歳市富丘１丁目24番１号　コーポＭＯ－Ａ号
債務者　坂口　　豊
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１９６９号**
札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番10―501号
債務者　西住　幸男
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１９７５号**
札幌市東区北34条東９丁目３番17―702号
債務者　大橋　礼奈（旧姓信野・谷澤）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１９８３号**
札幌市白石区菊水９条１丁目２番20号　第８エスビーハイツ207号
債務者　助石　正美
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２００２号**
北海道千歳市福住２丁目１番地の４
債務者　加藤　芳子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部